

奈良県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和二年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

監事 杉本 義衛

桜井市大字箸中一一二四